　第１８号議案

　　品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和５年２月２１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例

　品川区立高齢者住宅条例（平成３年品川区条例第４号）の一部を次のように改正する。

　第３条第２項第２号中「または一親等の姻族」を「、一親等の姻族または東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成３０年東京都条例第９３号）第７条の２第２項の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方」に改める。

　　　付　則

　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

　（説明）入居者の要件において、東京都パートナーシップ宣誓制度の証明を受けた者を配偶者と同様に扱う必要がある。